

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年4月13日（令和2年（行情）諮問第204号）

答申日：令和2年12月7日（令和2年度（行情）答申第389号）

事件名：平成31年に実施された桜を見る会の招待者の調査報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本年実施された招待者の調査報告書（類する書類を含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月23日付け府総第562号により、内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき、取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求文書名称のうち後段部分につき作成取得をしておらず不開示とするの理由は決定通知書と異なり一部不開示と判断し、理由の消化が困難であり、更に本会は国家行事の位置付けであることから法（平成・11・5・14法42）の遵守を求め、開示決定等延長を含め再度の保有回復手続き及び法の補助規定拡大解釈否定を求める審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分を取り消し、請求文書の開示を求める審査請求が提起されたものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、上記第2の2のとおりである。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「毎年4月に実施される首相と桜を見る会の招待者基準及び本年実施された招待者の調査報告書（類する書類を含む）」との本件開示請求に対し、「毎年4月に実施される首相と桜を見る会の招待者

基準」については、「平成26年「桜を見る会」開催要領，平成27年「桜を見る会」開催要領，平成28年「桜を見る会」開催要領，平成29年「桜を見る会」開催要領，平成30年「桜を見る会」開催要領，平成31年「桜を見る会」開催要領」を特定し，その全部を開示とし，開示請求後段の「本年実施された招待者の調査報告書」については，作成，取得しておらず，保有していないため，不開示との原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

処分庁においては，本件開示請求を受けてから，請求にある「毎年4月に実施される首相と桜を見る会の招待者基準及び本年実施された招待者の調査報告書（類する書類を含む）」について，担当者に確認を行ったところ，「毎年4月に実施される首相と桜を見る会の招待者基準」については，開示決定した文書のみであるとのことであった。

一方，「招待者の調査報告書」については，処分庁において，推薦元から送付を受けた推薦者名簿及び同名簿を基に作成した招待者名簿以外に個々の招待した者に関する文書は作成又は取得しておらず，調査報告書（これに類する文書も含む）は作成していないとのことであり，担当課室において，開示決定した文書以外の当該関係文書（類する文書も含む）の存在は確認できなかった。

以上のことから，処分庁は，開示請求に係る文書のうち，「毎年4月に実施される首相と桜を見る会の招待者基準」については，開示決定した文書を特定した上で，その全部を開示とし，「本年実施された招待者の調査報告書（類する書類を含む）」については，作成，取得しておらず，保有していないとして，法に基づき原処分を行ったものである。

また，本件審査請求を受けた後においても，開示請求に係る文書について，担当課室において，開示決定した文書以外の当該関係文書（類する書類も含む）の存在は一切確認されなかった。

4 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，審査請求人の主張には理由がないことから，本件審査請求は，これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月11日 審議
- ④ 同年12月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるところ，処分

庁は、これを作成，取得しておらず，保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，本件対象文書の開示を求めていると解されるが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求書に記載された「本年実施された招待者の調査報告書（類する書類を含む）」とは，本件開示請求のあった年である平成31年4月13日に開催された「桜を見る会」招待者について何らかの調査し，報告書として取りまとめたもの及びそれに類する文書と解した。

イ 桜を見る会の招待者については，内閣府から各省庁等に推薦を依頼し，内閣官房及び内閣府にて推薦者の取りまとめを行っている。処分庁では，各省庁等から入手した推薦者の氏名や役職等の情報を基に必要な確認を行っているが，推薦元から送付を受けた推薦者名簿及び同名簿を基に作成した招待者名簿以外に招待者について何らかの調査し，報告書として取りまとめたもの及びそれに類する文書は作成・保有していない。

ウ また，平成31年の桜を見る会終了後，処分庁においては，個々の招待者に関する文書を作成し，又は各省庁等から報告を受けたことはない。

エ 本件審査請求を受け，処分庁において改めて執務室内，書庫，書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが，本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)アないしウの説明に特段不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情も認められない。また，上記(1)エの諮問庁が行ったとする探索の範囲も不十分とはいえない。したがって，内閣府大臣官房において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，内閣府大臣官房において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲